

○岡山芸術創造劇場条例施行規則

令和2年11月11日

市規則第220号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山芸術創造劇場条例（令和2年市条例第51号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

第2条 岡山芸術創造劇場（以下「劇場」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(1) 休館日 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、岡山芸術創造劇場指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第4条第1項に規定するその他規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類

(2) 経営状況を明らかにする書類

(3) 法人登記簿等の登記事項証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書の記載事項)

第4条 条例第6条第3号に規定するその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 使用料の減免及び還付の状況

(2) その他市長が必要と認める事項

(使用許可の申請)

第5条 条例第7条の規定により使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡山芸術創造劇場使用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、次の表の左欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる使用の目

的に応じ、同表の右欄に定める日から行う。ただし、大劇場、中劇場、小劇場又は大練習室に付随して他の施設も使用する場合は、当該付随して使用する施設に係る申請書の受付を同時に行うことができる。

大劇場	文化芸術の振興	使用する月の15月前の月の初日
	文化芸術の振興以外	使用する月の14月前の月の初日
中劇場 小劇場 大練習室	文化芸術の振興	使用する月の13月前の月の初日
	文化芸術の振興以外	使用する月の12月前の月の初日
練習室 中楽屋	文化芸術の振興	使用する月の6月前の月の初日
	文化芸術の振興以外	使用する月の3月前の月の初日

3 市が主催する事業若しくは指定管理者が実施する事業のうち市長が認めたものに使用する時又は市長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、市長が認めるときから第1項の申請書を受け付ける。

(使用許可)

第6条 市長は、劇場の使用を許可するときは、岡山芸術創造劇場使用許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 使用許可の順位は、前条第1項の申請書の受付順とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第7条 劇場の使用は、引き続き35日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の変更)

第8条 条例第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が同項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、岡山芸術創造劇場使用許可変更申請書（様式第4号）に第6条第1項の使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、使用日の変更申請は1回に限るものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第12条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免する使用料の額は、次の表のとおりとする。

使用料を減免することができる場合	減免する使用料の額
市が主催する事業又は指定管理者が実施する事業のうち文化芸術の振興を目的とするものに使用するとき	条例第 1 1 条第 1 項及び第 3 項の使用料の全額
文化芸術の振興を目的とする団体として市長が認定した文化芸術団体が当該目的のために行う行事に中劇場を使用するとき及び学生が学校外文化芸術行事に中劇場を使用するとき	条例第 1 1 条第 1 項の使用料のうち中劇場に係る使用料の 3 0 % の額

備考 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律 2 6 号）第 1 条に規定する学校の幼児，児童，生徒及び学生をいう

2 条例第 1 2 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は，第 5 条第 1 項の申請書を提出する際に岡山芸術創造劇場使用料減免申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第 1 0 条 条例第 1 3 条ただし書に規定する規則で定める事由及びその還付額は，次のとおりとする。

（1） 災害又は不可抗力により，劇場を使用できなくなった場合 全額

（2） 使用日の 9 月前までに大劇場，中劇場，小劇場及び大練習室の使用許可の取消しを申し出た場合 5 割

（毀損等の届出）

第 1 1 条 劇場の施設等を毀損し，汚損し又は滅失した者は，速やかにその旨を市長に届け出て，その指示に従わなければならない。

（職員の立入り）

第 1 2 条 使用者は，職員が職務執行のため使用施設に入場するときは，これを拒むことはできない。

（原状回復の点検）

第 1 3 条 使用者は，条例第 1 8 条第 1 項の規定により劇場を原状に復したときは，職員の点検を受けなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

岡山芸術創造劇場指定管理者指定申請書

年 月 日

岡山市長 様

岡山芸術創造劇場の指定管理者の指定を受けたいので、岡山芸術創造劇場条例（令和 2 年市条例第 5 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、事業計画書を添えて申請します。

申請者	団体（法人） 名称		
	代表者名		
	所在地		
	連絡先	(担当者名)	
(電話番号)			
法人概要・ 経営方針			
同種施設の運営 実績	①施設名	①所在地	①管理開始年月日
	②施設名	②所在地	②管理開始年月日
	③施設名	③所在地	③管理開始年月日
申請理由			

様式第2号（第5条関係）

岡山芸術創造劇場使用許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所 _____

団体名（法人名） _____

申請者

氏名（代表者名） _____

電 話 番 号 _____

岡山芸術創造劇場を使用したいので、岡山芸術創造劇場条例（令和2年市条例第51号）第7条第1項の規定により次のとおり使用許可を申請します。

使用日	時間帯区分 (本番：○, 準備・練習等：△を記入)				施設区分	使用目的 (催事名)	使用料 (円)
	午前	午後	夜間	全日			
催事の概要	内 容						
	入場料		□有料（最高額 円）			□無料	
	物品販売, 宣伝等		□有 □無		客席での飲食		□有 □無
大劇場1階客席 のみの利用	□有 □無		減免措置の希望 ※中劇場のみ		□有 □無		
使用責任者	氏 名						
	住 所 〒						
	電 話			FAX			
	E-mail アドレス						

※時間帯区分は、午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）、夜間（18：00～22：00）、全日（9：00～22：00）とし、○は催事本番（公演、講演等）、△は準備・練習等の使用を表します。

様式第3号（第6条関係）

岡山芸術創造劇場使用許可書

年 月 日

様

岡山市長

年 月 日で申請のありました岡山芸術創造劇場の使用について、岡山芸術創造劇場条例（令和2年市条例第51号）第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

使用日	時間帯区分 (本番：○, 準備・練習等：△を記入)				施設区分	使用目的 (催事名)	使用料 (円)
	午前	午後	夜間	全日			
使用料 合計 (減免措置がある場合は適用後の料金)							
催事の概要	内容						
	入場料	□有料 (最高額 円) □無料					
	物品販売, 宣伝等	□有 □無	客席での飲食		□有 □無		
大劇場1階客席 のみの利用	□有 □無	減免措置 ※中劇場のみ		□有 () □無			
使用責任者	氏 名						

※附属設備使用料等は附属設備使用料明細書により使用当日に精算してください。

※時間帯区分は、午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）、夜間（18：00～22：00）、全日（9：00～22：00）とし、○は催事本番（公演、講演等）、△は準備・練習等の使用を表します。

様式第4号（第8条関係）

岡山芸術創造劇場使用許可変更申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所 _____

申請者 団体名（法人名） _____

氏名（代表者名） _____

電 話 番 号 _____

使用許可を受けた下記施設等について、次のとおり変更をしたいので、岡山芸術創造劇場
条例（令和2年市条例第51号）第7条第1項の規定により申請します。

使用日	時間帯区分 (本番：○, 準備・練習等：△を記入)				施設区分	使用目的 (催事名)	使用料 (円)
	午前	午後	夜間	全日			
使用料 合計（減免措置がある場合は適用後の料金）							
催事の概要	内 容						
	入場料	□有料（最高額 円） □無料					
	物品販売、宣伝等	□有 □無	客席での飲食	□有 □無			
大劇場1階客席 のみの利用	□有 □無	減免措置 ※中劇場のみ	□有 () □無				
変更内容							
変更理由							

※時間帯区分は、午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）、夜間（18：00～22：00）、全日（9：00～22：00）とし、○は催事本番（公演、講演等）、△は準備・練習等の使用を表します。

様式第5号（第9条関係）

岡山芸術創造劇場使用料減免申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所 _____

団体名（法人名） _____

申請者

氏名（代表者名） _____

電 話 番 号 _____

岡山芸術創造劇場条例（令和2年市条例第51号）第12条に基づき、使用料の減免を次のとおり申請します。

使用目的 （催事名）	
使用年月日	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで
減免申請理由	